新旧 東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令案 対照条文

東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令(平成二十三年経済産 業省令第六十七号) 傍線部分は改正部分

改 正 案 現

経済産業大臣の認定の特例等)

社)の規定の適用については、次に定めるところによる。)、第十二号(資産保有型会社)及び第十三号(資産運用型会合における規則第九条第二項第三号(常時使用する従業員の数三条 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場

- (略)

与認定中小企業者の売上事業年度 三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。 る事実に該当することとなった場合であっても、売上割合(掲げる場合の区分に応じた雇用割合 月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをい 号に規定する贈与報告基準事業年度のうち、 次項において同じ。) における売上金額に対する当該特定贈 に規則第九条第二項第三号、 た特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後 前条第一 特定贈与認定中小企業者の震災直前事業年度(平成二十 合をいう。 以下この号及び次項において同じ。)における売上金額 項の確認 以下この号及び次項において同じ。)の次に (同項第三号に係るものに限る。) を受 第十二号又は第十三号に規定す (規則第十二条第一項第六 (当該特定贈与認定中小 平成二十三年三

行

社)の規定の適用については、次に定めるところによる。)、第十二号(資産保有型会社)及び第十三号(資産運用型会合における規則第九条第二項第三号(常時使用する従業員の数第三条 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場(経済産業大臣の認定の特例等)

一·二 (略)

三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。 掲げる場合の区分に応じた雇用割合 月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをい 号に規定する贈与報告基準事業年度のうち、 与認定中小企業者の売上事業年度 次項において同じ。)における売上金額に対する当該特定贈 当該特定贈与認定中小企業者の震災直前事業年度(平成二十 る事実に該当することとなった場合であっても、 に規則第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定す け 割合をいう。 た特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後 前条第一項の確認 以下この号及び次項において同じ。)における売上金額 以下この号及び次項において同じ。 (同項第三号に係るものに限る。) を受 (規則第十二条第 (当該特定贈与認定中 平成二十三年三 売上割合()の次に 項第六

基準日 おいて同じ。 基準日 三月十一日。 該特定贈与認定中小企業者は、 用基準日 に到来する特定基準日である場合にあっては、平成二十三年)の翌日から一年を経過する日をいう。次項において同じ までの期間は、)における常時使用する従業員の数の割合をいう。 (する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の雇事由に係るものに限る。) に係る贈与の時における常時使 業者の法第十二条第一項の認定 (以下この号及び次項において「特定基準日」という (当該特定基準日が平成二十三年三月十一日以後最初 (当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告 (略)が次に定める割合以上であるときに限り、 次項において同じ。)の翌日から当該特定基準 これらの事実に該当しないものとみなす。 特定基準日の直前の贈与報告 (規則第六条第一項第七 次項に 当

基準日 基準日 。)における常時使用する従業員の数の割合をいう。 。)の翌日から一年を経過する日をいう。次項において同じ 事業年度にある特定基準日までの 三月十一日。 該特定贈与認定中小企業者は、特定基準日の直 おいて同じ。)が次に定める割合以上であるときに限り、 用基準日 用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の雇 企業者の法第十二条第一 合が東日本大震災の発生後最初に百分の に到来する特定基準日である場合にあっては、 定する事実に は、これらの事実に該当しないものとみなす。 までの期間 事由に係るものに限る。)に係る贈与の時における常時 (以下この号及び次項において「特定基準日」という (当該特定基準日が平成二十三年三月十一日以後最初 (当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告 次項において同じ。 該当することとなっ (規則第九条第二 項の認定 項第十一 期間。)の翌日から当該特定基準 た場合にあ (規則第六条第 一号又は第十三 次項において同じ 百以上となった売上 平成二十三年 前の贈与報告 項第七号 一号に規 次項に 売上割 当